

紀北町監査第 64 号
令和 7 年 12 月 9 日

紀北町議会議長 入 江 康 仁 様

紀 北 町 長 尾 上 壽 一 様

紀北町監査委員 加 藤 克 英

同 大 西 瑞 香

公の施設の指定管理者の監査結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により実施した公の施設の指定管理者の監査について、同条第 9 項の規定に基づきその監査結果を報告します。

1 監査の対象団体及び所管課等

対 象 団 体 : 株式会社 MIYAMA
所 管 課 : 農林水産課
関 係 課 : 商工観光課

2 監査の実施年月日及び場所

実 施 年 月 日 : 令和7年11月18日(火)
実 施 場 所 : 和具の浜海水浴場施設
(紀北町島勝浦 443 番地)

3 監査出席者

対 象 団 体 : 事務局3名
所 管 課 : 担当課3名
関 係 課 : 担当課3名
監 査 委 員 : 監査委員2名
監査委員事務局 : 事務局2名

4 監査の範囲

和具の浜海水浴場施設の管理運営に関する事務及び出納その他事務

5 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

和具の浜海水浴場施設の指定管理者である株式会社 MIYAMA における指定管理事業に係る出納事務について、関係諸帳簿など整理はされており、指定管理等に係る事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められる。なお、事務処理上、留意すべき事項は、監査の対象団体及び所管課に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

7 監査の意見

【株式会社 MIYAMA】

株式会社 MIYAMA は、紀北町の地域活性化を目的に設立され、主に「和具の浜海水浴場の運営」、「島勝浦体験型イベント交流施設けいちゅうの管理運営」、「一棟貸し旅館「隠れ家 Resort 海風」の運営」、「キッチンカーの運営」などを行っている。

和具の浜海水浴場施設の管理に関する基本協定書第2条の指定管理者の意義を踏まえ、基本コンセプトとして「日本一ファミリーにやさしい海水浴場」として、区民の声を大切にしつつ、ビーチ利用者にも楽しんでもらうため、安全性・地域性・加えてマナー面からファミリー層をメーンターゲットとし、さらに地域経済活性化の起点とする形での産業創出を目指し、自主事業として海水浴場オープン期間以外での有効活用を実施し、具体的には、令和7年10月現在、子ども向け釣りサバイバルキャンプやテントサウナ、社員旅行のバーベキュー場としての活用などに取り組んでいるとのことである。

収支状況では、令和6年度の前年度比で、総支出額が132.76%となり、費用の増大が見られたが、主たる要因は、廃業した旅館を借り受けリノベーションして活用するための修繕費等であるとのことである。一過性のものであり、その他監査資料及び聞き取り内容から判断すると継続的に安定した経営が行われていることがうかがわれる。

なお、「令和6年度和具の浜指定管理業務収支報告書」によれば、指定管理業務に係る指定管理料だけでは、その費用を補うことができず11万7,175円が株式会社 MIYAMA の自己資金から補填されている。これについては、主に人件費の高騰によるものであるとのことであった。

最後に、令和6年度は、南海トラフ地震臨時情報発表による和具の浜海水浴場の閉鎖など経営上の困難に見舞われながらも、SNS 媒体を活用した集客アップを図られ、また、地域への経済波及効果を目的として宿泊業を始められるなど地域経済振興の中核的な団体として、本町が目指す「豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、地域経済活性化への取り組みをされていることから今後の更なる活躍を期待するものである。

【農林水産課】

所管課の農林水産課については、引き続き、株式会社 MIYAMA と連携を密にし、情報を共有しながら、一体となって多様化する地域経済活性化への課題に取り組まれない。

また、今後も物価の上昇により経常経費の増大が見込まれることから、株式会社 MIYAMA と意思疎通を図りながら当該事業が継続できるよう努められたい。